

【別紙】

流通備蓄衛生物資管理業務委託基本仕様書

熊本県（以下「県」という。）が委託する流通備蓄衛生物資管理業務（以下「業務」という。）の内容は、以下のとおりとする。

1 委託業務の目的

県が、物資の確保に関するガイドラインに基づき、計画的に備蓄する衛生物資（以下「物資」という。）を、常時、使用期限が切れないように保ちながら、必要時に円滑に払い出しできるよう適切な管理を実施する。

物資の管理については、2に示す「流通備蓄」の手法により行う。

2 流通備蓄について

事業者が日常行う医療機関等との取引を活用して、県が備蓄する物資を使用期限が切れないよう新陳代謝させる管理方式をいう。

具体的には、次に例示した流れを想定しているが、使用期限が切れないように管理できる方式であればこの限りではない。

<流通備蓄方式の流れ>

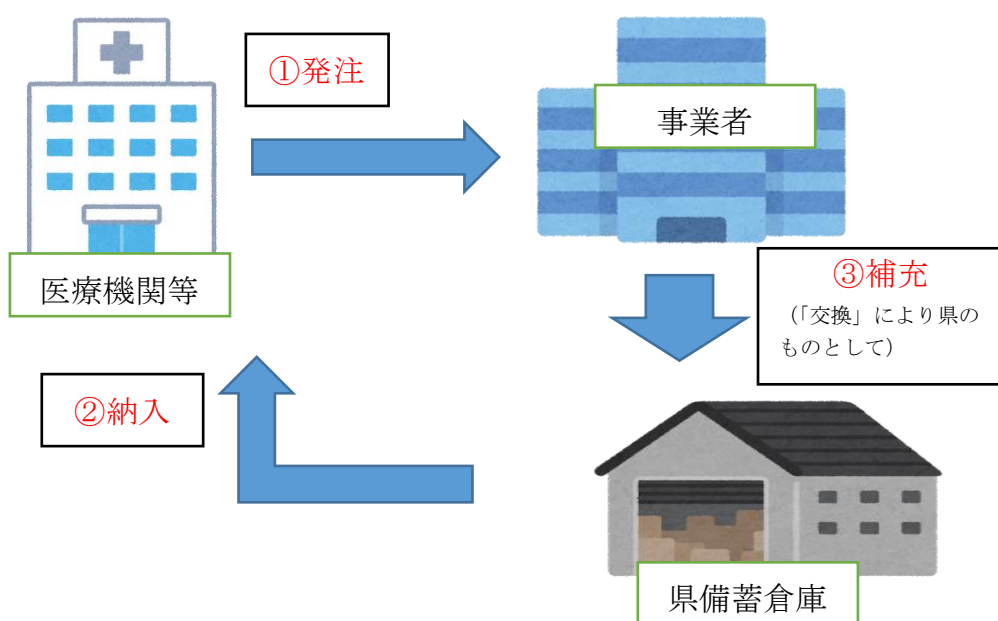
- ・ 県は、事業者とあらかじめ協議して指定する備蓄倉庫（以下「県備蓄倉庫」という。）において、事業者に物資を計画的に備蓄させる。
- ・ 事業者は次の方法で、物資を新陳代謝（常に使用期限が切れていない状態）させ、管理する。

（新陳代謝の例）

- ① 医療機関等から発注があった場合、事業者は、県備蓄から発注に係る物資と同種類・同数量の物資を医療機関等に納入する。
- ② 県備蓄から出庫する際、県備蓄と自社の在庫について、民法第586条の「交換」を行うことにより、①の医療機関等に納入する物資の所有権は事業者が有することとなる。
- ③ ②の交換により、県所有となった自社在庫の物資を、事業者は県備蓄として、県備蓄倉庫に補充する。

- ④ 事業者は県備蓄の物資ごとの数量、使用期限等を管理し、①～③を繰り返し行う。なお、②の交換は、県備蓄の最も古いものを行う（先入れ先出しとする。）。
- ⑤ ①～④の一連の先入れ先出しによる新陳代謝を「流通備蓄管理」とする。

<流通備蓄 概念図>



3 業務内容

受託事業者は、次に掲げる（１）から（３）の項目について、県と協議しながら委託業務を実施すること。

なお、本仕様書に記載のない事項についても、本事業の受託事業者として決定した際の企画提案書等に記載した事項のうち、県の指示するものについては、契約書（仕様書）に追記する。

（１）流通備蓄衛生物資管理業務

県が流通備蓄で備蓄する物資の管理を行う。

① 新陳代謝

- （ア） 受託事業者は、県が備蓄する物資を、自社の在庫等を活用し、使用期限が到来しないよう、先入れ先出しにより新陳代謝（物資の種類

ごとに、全数量が古いものから新しいものに切り替わった時点を1回転とする。) させるものとする。

※ 流通備蓄で備蓄する物資は、県備蓄倉庫に設置してから原則1年で1回以上入れ替えを行うこと。

※ 新陳代謝のために出庫する物資と入庫する物資の数量及び時期が常に一致していなくても差し支えない(常に供給できる数量が備蓄されている範囲で、まとめて出庫又は入庫して構わない。ただし、年度末時点で、当該年度の入出庫の数量が一致するようにすること)。

※ 流通備蓄の仕組みと流れの具体例については、別紙1「流通備蓄方式の仕組みと流れ」のとおり。

(イ) 管理する物資の種類は次のとおり。

流通備蓄管理の対象となる衛生物資は、令和7年度(2025年度)以降調達する数量分を順次追加し、令和10年度(2028年度)における追加購入後は、県の備蓄計画数量全てを流通備蓄管理の対象とする(各年度の管理数量は、別表「流通備蓄衛生物資の調達数量及び管理数量」のとおりとすること)。

サージカルマスク
N95 マスク
医療用ガウン (アイソレーションガウン (不織布製))
医療用ガウン (プラスチックガウン)
フェイスシールド (シールド付マスクも可)
非滅菌手袋

※ 各物資の仕様については、別紙2のとおりとする。

※ 各物資の品目は企画提案で示したものとすること。ただし、同程度の機能・単価であるものや後継品など、合理的な理由により変更することは差し支えない。その場合は、事前に県の承認を得ること。

※ 備蓄する非滅菌手袋のサイズ(S:M:L)ごとの数量の割合は、概ねS:M:L=2:5:3とすること。ニトリル手袋とP

VC手袋の割合は、概ね1：1とすること。ただし、常に同じ割合でなくても差し支えない。

※ 医療用ガウンの不織布製とプラスチック製の割合は、概ね1：1とすること。ただし、常に同じ割合でなくても差し支えない。

年度	備蓄計画数量			
R 7	R 7 調達			
R 8		R 8 調達		
R 9			R 9 調達	
R 1 0				R 1 0 調達
R 1 1				

(順次、調達した分から流通備蓄で管理する。)

(2) 流通備蓄衛生物資の数量管理

流通備蓄で管理する物資の種類ごとの品目・数量を管理し、各月末締めにて県に種類ごとの品目・数量及び入出庫の状況が記載された委託業務完了報告書を提出するものとする。

(3) 衛生物資の備蓄場所

- ① 事業者とあらかじめ協議して指定する県備蓄倉庫において、物資を備蓄する。保管場所の温度要件については、常温常湿の範囲内とするが、事業者は、倉庫内温湿度が25℃以上かつ70%以上が測定される場合は、送風機による空気の循環と除湿機による結露を防ぐ措置を行うこと。また、天候の変化により結露が発生しやすくなる条件下や、湿度が高い地域にある保管場所については、目視による巡回を強化すること。
- ② 物資の新陳代謝の作業等に伴い、自社の倉庫等に一時的に保管することは差し支えない（ただし、その場合でも流通備蓄管理する数量の半分程度は、常に県備蓄倉庫に置くこと。）が、県が物資を供給する等の指示をした場合には、速やかに県備蓄倉庫に納入すること。

※ 一時保管場所として、自社の倉庫等を活用する場合は、県備蓄倉庫と同程度の保管環境である場合に限る。

- ③ 物資の新陳代謝のための県備蓄倉庫からの入出庫は、原則、平日の８時３０分～１７時００分の間に行うものとする（当該時間帯以外に入出庫する場合は、事前に相談のうえ、調整すること。）。

（４）有事の際の対応準備

県が、医療機関等へ物資を放出することを決定した際には、概ね１週間以内に、県備蓄倉庫内の物資を個別機関ごとに区分し、必要数を発送できるよう梱包すること。

３ 業務期間

契約締結の日から令和１２年（２０３０年）３月３１日まで

４ 留意事項

- （１） 日常の取引量等を踏まえ、県の最終的な備蓄量（令和１０年度）を、流通備蓄管理が可能という根拠を示すこと。
- （２） 委託業務を統括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。
- （３） 委託業務内容は、「流通備蓄衛生物資管理業務委託に係る公募型プロポーザル方式実施要領」に基づき選定された企画提案書の内容及び実施方法等を反映し、一部修正又は調整等を行う場合がある。
- （４） 受託事業者は、委託業務の履行にあたって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに県と協議を行うこと。
- （５） 委託業務の実施にあたっては関係法令等を遵守すること。
- （６） 委託業務は、契約期間終了後も含めて、県監査委員の検査の対象となる。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から５年間保存しておくこと。

５ その他

- （１） 委託業務の全部を一括して第三者に委託し又は請け負わせることは認めない。なお、委託業務の一部を委託し又は請け負わせる場合については、事前に書面により申出を行い、県の承諾を得るものとする。

- (2) 流通備蓄管理の対象となる物資は、受託事業者が日常の取引等で商流を確保したものを対象とする。

6 本仕様書

本仕様書は、プロポーザルの結果に基づき、委託者・受託者双方で実施内容の協議を行ったうえで、別途作成する。

【別紙 1】

流通備蓄の仕組みと流れ（参考イメージ）

＜非滅菌手袋（1000 個）を流通備蓄する場合＞

（調達・備蓄）

- 1 県は、流通備蓄衛生物資管理業務受託事業者（以下「事業者」という。）をして、計画的に非滅菌手袋 1,000 個を県備蓄倉庫に調達させる。

（流通備蓄管理）

- 2 事業者は次の方法で、県が調達した非滅菌手袋を新陳代謝して管理する。
 - ① 医療機関等から非滅菌手袋 100 個の発注があった場合、県が購入した非滅菌手袋 100 個を県備蓄倉庫から出庫し、医療機関等へ納入する。
 - ② 出庫の際には、先に購入した県備蓄の非滅菌手袋と後で購入した自社の在庫について、民法第 586 条の「交換」を行うことにより、医療機関等へ納入する非滅菌手袋の所有権は、事業者が有することとなる。
 - ③ その後、「交換」により県の所有となった事業者在庫の非滅菌手袋を、県備蓄倉庫に県備蓄として補充する。
 - ④ この一連の先入れ先出しによる新陳代謝を「流通備蓄衛生物資管理業務」として県が事業者に委託し、必要な経費を委託料（管理料）として支払う。
- ※民法第 586 条
- 1 交換は、当事者が互いに金銭の所有権以外の財産権を移転することを約することによって、その効力を生ずる。
 - 2 当事者の一方が他の権利とともに金銭の所有権を移転することを約した場合におけるその金銭については、売買の代金に関する規定を準用する。

（供給・補充）

- 3 医療機関等のクラスター発生等により、医療機関等に緊急的に非滅菌手袋を供給する場合、県と事業者との別途配送契約に基づき、県備蓄から随時配送を行う。
- 4 医療機関等への供給後に、供給した数量分を、県で事業者より別途調達し、流通備蓄に追加（補充）する。

【別表】

流通備蓄衛生物資の調達数量及び管理数量

(単位：枚)

	R7 年度	R8 年度		R9 年度		R10 年度		R11 年度	
	調達数量	調達数量	管理数量	調達数量	管理数量	調達数量	管理数量	調達数量	管理数量
サージカルマスク	191,000	191,000	382,000	191,000	573,000	191,000	764,000	0	764,000
N95マスク	5,750	5,750	11,500	5,750	17,250	5,750	23,000	0	23,000
アイソレーションガウン	6,625	6,625	13,250	6,625	19,875	6,625	26,500	0	26,500
プラスチックガウン	6,625	6,625	13,250	6,625	19,875	6,625	26,500	0	26,500
フェイスシールド	7,250	7,250	14,500	7,250	21,750	7,250	29,000	0	29,000
非滅菌手袋	420,000	420,000	840,000	420,000	1,260,000	420,000	1,680,000	0	1,680,000
合計	637,250	637,250	1,274,500	637,250	1,911,750	637,250	2,549,000	0	2,549,000

※ 調達数量：流通備蓄管理を導入するために別途調達する物資の数量のこと

※ 管理数量：各年度における流通備蓄管理の総量のこと

※ 医療機関等に供給した数量は、別途調達（補充）する。